

碧南市教育委員会 11月定例会議事日程表

令和7年11月27日（木）

午後2時～

文化会館5階 研修室1

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

ア 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
(関係各課)

(資料1及び参考資料)

イ 碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程の制定について
(庶務課)

(別添資料)

ウ 碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(生涯学習課)

(資料2)

(2) 報告事項

ア 令和7年度12月補正予算（案）について
(関係各課)

(資料3)

イ 令和8年度学校行事の日程（案）について
(庶務課)

(資料4)

ウ 無我苑の呈茶料金の改定について
(文化財課)

(資料5)

エ 損害賠償に係る専決処分について
(学校教育課)

(資料6)

(3) その他

ア 各課報告

イ 今後の予定

12月定例会

令和7年12月25日（木）午後2時から
碧南市役所4階 庁議室

5 閉会の辞

教育長 活動報告

月 日	曜日	行 事	場 所
10月31日	金	三河部都市町村教育長協議会	豊川市防災センター
11月1日	土	運動会	棚尾小学校
11月2日	日	文化祭総合美術展表彰式	文化会館
11月2日	日	親子キャッチ575表彰式	文化会館
11月2日	日	全国レクリエーション大会 in あいち碧南会場表彰式	臨海ドーム
11月5日	水	校長会	議員大会議室
11月6日	木	表敬訪問（ビーチサッカーU-15フェスティバル結果報告）	応接室A
11月7日	金	西三河地方教育事務協議会幹事会	西三河総合庁舎
11月7日	金	教育長会議	西三河総合庁舎
11月8日	土	HEKINANカップ	2号地多目的グラウンド
11月9日	日	碧南市総合防災訓練	鷺塚小学校
11月11日	火	税に関する習字・作文表彰式	碧南商工会議所
11月12日	水	教育支援委員会	会議室1
11月12日	水	みらいへつなごう！スマイルトーク	中部公民館
11月14日	金	吉岡弘昭展開会式・内覧会	藤井達吉現代美術館
11月16日	日	秋のクリンピー	西端・油ヶ渕遊園地駐車場
11月19日	水	石油コンビナート訓練	JERA（港南町）
11月20日	木	愛知県道徳教育推進会議研究推進校視察	稻沢市立小正小学校
11月21日	金	優良従業員表彰式	商工会議所
11月25日	火	まなびさぽーと中学生の部表彰式	会議室1
11月26日	水	辞令交付式（自治大派遣者）	市長室
11月27日	木	定例教育委員会	文化会館

教育長 活動予定

月 日	曜日	行 事	場 所
11月28日	金	表敬訪問（U C I パラサイクリングトラック世界選手権出場結果報告）	応接室A
12月1日	月	校長会	議員大会議室
12月2日	火	教頭会議	談話室1
12月3日	水	本会議（1日目）	議場
12月4日	木	本会議（2日目）	議場
12月5日	金	本会議（3日目）	議場
12月6日	土	西三河少年軟式野球大会開会式	臨海公園グラウンド
12月6日	土	愛知駅伝	愛・地球博記念公園
12月9日	火	本会議（4日目）	議場
12月9日	火	予算審査特別委員会	議員大会議室
12月10日	水	大監視活動	笛山町交差点
12月10日	水	総務文教委員会	第1委員会室
12月10日	水	総務文教部会	議員大会議室
12月11日	木	福祉健康委員会	議員大会議室
12月13日	土	親子ふれあいコンサート	文化会館
12月14日	日	へきなんマラソン	臨海公園グラウンド
12月17日	水	予算審査特別委員会	議員大会議室
12月19日	金	本会議（5日目）	議場
12月24日	水	クッキングコンテスト	あおいパーク
12月24日	水	表敬訪問（あいち少年少女創意くふう展2025受賞報告）	応接室A
12月24日	水	表敬訪問（3rdエイジェックカップ中学硬式野球グラン ドチャンピオンシリーズ結果報告）	応接室A
12月25日	木	定例教育委員会	庁議室

令和7年碧南市教育委員会10月定例会 会議録

1 日時 令和7年10月28日（火） 午後2時から午後3時15分まで

2 場所 碧南市役所5階 教育委員会室

3 出席者

(1) 教育委員

委員 岡本 明弘、委員 深津 茂樹、委員 大村 幸、委員 榊原 京子、
教育長 小澤 徹

(2) 事務局職員

教育部長 岡本 和雄、庶務課長 松野 盛高、学校教育課長 鎌谷 祥行、
生涯学習課長 金原 厚夫、文化財課長兼藤井達吉現代美術館副館長 山田 光則、
藤井達吉現代美術館副館長 木村 理恵子、スポーツ課長 中嶋 忠彦、
海浜水族館長 地村 佳純、庶務課庶務係長 斎藤 堂晴

4 傍聴者 0人

5 議案

(1) 協議事項

ア 令和7年度碧南市教育委員会点検・評価報告書について
イ まなびさぽーと中学生の決定について

(2) 報告事項

ア 9月議会一般質問内容及び回答について

(3) その他

6 会議の概要

日程第1 開会の辞

日程第2 教育長報告

教育長が資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

日程第3 前回会議録の承認について

〈意見・質疑なし〉

事務局より会議録署名者に榊原京子委員と深津茂樹委員を指名し、事務局案
で承認された。

日程第4 議案

協議事項イ　まなびさぽーと中学生の決定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により非公開とすることで決定し、最後に審議することとした。

協議事項ア　令和7年度碧南市教育委員会点検・評価報告書について
庶務課長が別添資料に基づき説明した。

〈意見・質疑なし〉

審議の結果、承認された。

報告事項ア　9月議会一般質問内容及び回答について
関係課長が資料1に基づき説明した。

〈意見・質疑〉

岡本委員　水泳の授業について、民間の方に監視員を委託するかたちを取つて負担の軽減があったと考えられます。新聞を見ると、フィットネスクラブが小中学校の水泳の授業を積極的に受託しているという記事を読みました。碧南市の今後の見通しについて、検討段階にあるのかいかがでしょうか。

学校教育課長　市内の小中学校が利用できる間は、指導を民間に委託するという発想はないというのが今の状況です。利用がいつまで可能かという時点の判断は学校修繕を行う庶務課との調整、協議によることとなります。利用停止の時期には検討を開始していかなければならぬと考えています。

岡本委員　スポーツクラブ、フィットネスクラブが売り込みに来ていることはありますか。

学校教育課長　具体的な話はありません。

教育長　市内のスイミングスクールは2か所ありますが、具体的な話は聞いてない状況です。

庶務課長　プールは学校によっては、整備してから40年、50年経過しています。水漏れが結構ある学校はあります。ただ、使い切るまで使い切ってその後検討ということになってくると思われます。

深津委員　各小学校区の出生数の状況は前年度と比べるとどのような状況でしょうか。

- 庶務課長 かなり減っていると思われます。まだ8月1日の時点ですので申し上げにくいのですが、令和6年度は500人を切る位の出生者数でしたが、また更に出生者数が伸び悩んでいますので、今年度はガクンと落ちているイメージはあります。
- 深津委員 令和5年度中はどうだったのでしょうか。
- 庶務課長 今手元にある総数の時点が違いますので比較しにくいのですが、約30人程減っていましたが、そこから更に減っているような印象です。
- 教育長 スマイルトークで市長が子どもたちが減っているという話の中で令和6年度に生まれた子の数が432人と話をしています。確かに出生者数は減っています。ですが、学校運営の話ということになると、クラス数の話になりますので、40人1学年にいれば、2クラスが必要ということになります。1クラス35人学級で考えています。もし1クラスしかない学校ばかりになると、学校の統廃合も考えていかなければならないということになります。
- 現時点では、この先しばらくは学校の学級数はそのままという予想はできますが、その先の未来についてはわからないという状況です。
- 大村委員 プールの安全性に関する事、特に熱中症対策に関する事ですが、体調不良による見学者は、1時間ずっとプールサイドで見学しているのでしょうか。
- 学校教育課長 各学校の判断によりけりですが、監視室や日陰のある場所で配慮はしながら授業は行っています。見学もできない体調不良の児童生徒は保健室で過ごすことになります。
- 榎原委員 プールの授業について、座学は現在行っていないですか。
- 学校教育課長 実技指導をしていない自治体における水泳授業のスタイルとなります。市としては、プールの実技指導が行えない場合の最終手段、選択肢という考えです。
- 榎原委員 座学の中で、できたら救命講習が入るとよりよいと思います。民間のスイミングスクールですと、着衣水泳もあります。そういった

ものが授業に含まれると有効だと思います。

学校教育課長 着衣水泳は行っている学校もあります。

教 育 長 棚尾小学校の校長と話をした際に、水泳授業の期間の終盤に着衣水泳を行ったという話を聞きました。着衣水泳を途中で行うと水質が悪くなるので終盤に行ったという話は聞きました。全学年で行ったかは不明ですが。

座学については、県内のある自治体で、小学校は水泳授業をスイミングスクールに委託を行い、中学校では座学を行ったというところです。学習指導要領において、水泳の実技指導が行えないときは座学をもって実技指導に代えてもよいという見解を持って行ったそうです。

ただ、今年も学校訪問の中で水泳の授業を見させてもらったのですが、小学生の子どもたちはとても楽しそうに水泳の授業を受けていました。良い思い出にもなると考えられますので、安全を確保した上で可能な限り水泳の授業は継続していきたいという思いです。

審議の結果、承認された。

協議事項イ まなびさぽーと中学生の決定について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項により非公開とし、関係部局職員以外は退席の上、秘密会として進行。

《午後2時59分 休憩》

《関係者以外退席》

《午後3時3分 再開》

審議の結果、承認された。

(午後3時15分 閉会)

以上のとおり会議録を作成して、署名する。

令和7年11月27日

委員

委員

資料 1

協議事項ア 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（関係各課）

1 制定の理由

第6次碧南市総合計画に基づく使用料及び手数料の見直しにより、適正な受益者負担の見直しを図るとともに、将来にわたる安定したサービスを提供するため、関係条例を整備する条例を制定する。

2 制定の概要

(1) 碧南市使用料及び手数料条例（平成9年碧南市条例第18号）の一部改正（第1条関係）

ア 使用料の改正

(ア) 近隣自治体との比較による使用料の改正

近隣自治体における使用料と比較し、22施設について見直しを行う。ただし、急激な負担の増加を緩和するため、おおむね1.45倍を上限として使用料を引き上げる（参考資料における種類欄「※1」参照）。

(イ) 使用料を徴収する施設等の追加

使用料を徴収する施設及び設備（以下「施設等」という。）に碧南市高齢者元気ッス館の娯楽室1及び娯楽室2並びに碧南市農業者コミュニティセンターのプレイロットを追加する（参考資料における種類欄「※3」参照）。

(ウ) 浴室の使用料の改正

a 碧南市高齢者元気ッス館（以下「元気ッス館」という。）及び碧南市農業活性化センターあおいパーク（以下「あおいパーク」という。）における浴室の使用料を次のとおり改める。

区分	金額（円）	
	改正後	現行
小学生1人1回につき	100	200
中学生以上の者1人1回につき	200	400

b 元気ッス館の浴室使用料について、市内に居住する者のうち、次のいずれかに該当するものを無料とする規定を追加する。

(a) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

(b) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、知能指数が75以下と判定された者

(c) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

c 元気ッス館及びあおいパークの浴室の利用における回数券を廃止する。

(イ) 衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者の施設使用料に係る規定の追加
衣浦東部広域行政圏（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市をいう。）の在住者、在勤者及び在学者以外の者（以下「衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者」という。）が施設を利用する場合における使用料について、規定する使用料の1.5倍の額とする規定を追加する。

(オ) その他の改正

a 次に掲げる施設等を廃止する。

(a) 碧南市芸術文化ホールの音響用設備のうち、テープレコーダー及びミニディスクプレーヤー

(b) 碧南市文化会館の浴室1、浴室2及び楽屋事務室

(c) 碧南市文化会館の舞台用設備のうち、竹羽目、しゃ幕、地かすり、紅白幕及び浅黄幕

(d) 碧南市文化会館の照明用設備のうち、オーロラマシーン、ストロボマシーン及びスモークマシーン

b 碧南市哲学たいけん村無我苑の研修道場和室1、研修道場和室2及び市民茶室における夜間貸館を廃止する。

イ 手数料の改正

コンビニエンスストアに設置する交付機及びあいち電子自治体推進協議会が運用するあいち電子申請・届出システム（以下「電子申請」という。）からの申請による戸籍全部事項証明書、住民票の写し等の証明書の交付を推進するため、令和8年度に限り、コンビニエンスストア及び電子申請における交付手数料を半額とする。

(2) 碧南市病院事業の設置等に関する条例（平成元年碧南市条例第76号）の一部改正
(第2条関係)

資料 1

料金の改正

市民病院において診療を受ける者が納付する料金を次のとおり改める。

区分	種別	金額(円)	
		改正後	現行
分べん料	平日	出産した時が午前8時30分から午後5時まで	1件 170,000 (単胎) 1件 100,000 (多胎)
		出産した時が午前6時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで	1件 180,000 (単胎) 1件 105,000 (多胎)
		出産した時が上記以外の時間	1件 190,000 (単胎) 1件 110,000 (多胎)
	外来休診日	1件 200,000	1件 190,000 (単胎) 1件 110,000 (多胎)
文書料	診断書	入学又は入園の診断書、公傷用の診断書及び一般の診断書	1件 1,870 1件 1,100
		死亡診断書	1件 3,190 1件 2,200
		特定疾患診断書	1件 3,190 1件 2,200
		保険金、年金、手当等の請求をするための診断書及び身体障害者手帳交付申請のための診断書	1件 4,840 1件 3,300
		自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1件 6,380 1件 4,400
		自動車損害賠償責任保険診断書	1件 6,380 1件 4,400
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書	1件 6,380 1件 4,400
	証明書	妊娠証明書及び出産証明書	1件 1,650 1件 1,100
		通院証明書及び入院証明書	1件 1,980 1件 1,100
		出生証明書及び死産証明書	1件 3,190 1件 2,200
		生命保険用の通院証明書及び入院証明書	1件 4,840 1件 3,300

医師面談料 (患者及び その家族以 外の代理人 が、患者本 人の同意を 得た上で、 当該患者に 係る診療情 報の提供を 面談により 求める場合 のもの)		1回 8,030	1回 5,500
検案料		1件 8,030	1件 5,500
死体処置料		1件 5,170	1件 2,200
未紹介患者 初診料		1件 3,300	1件 2,200

(3) 碧南市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成2年碧南市条例第12号）
の一部改正（第3条関係）

ア 健診手数料の改正

生活習慣病予防健診の手数料を次のとおり改める。

区分	内容	金額（円）	
		改正後	現行
Aコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血 液学的検査 血液生化学検査	3,000	2,000
Bコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血 液学的検査 血液生化学検査 聴力 検査 心電図検査 肺機能検査 眼 圧検査 眼底検査 便潜血検査	7,000	5,000
Cコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血 液学的検査 血液生化学検査 聴力 検査 心電図検査 肺機能検査 眼 圧検査 眼底検査 便潜血検査 胃 部エックス線検査	10,000	8,000

イ 健診区分の改正

(ア) 婦人健診Ⅰ、乳腺検診、婦人総合健診、成人歯科健診を健診区分から削除する。

資料 1

- (イ) 婦人健診Ⅱについて、健診区分名を子宮頸がん検診に改め、実施する検査内容に視診を追加する。
- (ウ) 乳がん検診について、実施する検査内容から触診を削除し、検査名を乳腺エックス線検査から乳房エックス線検査に改める。
- (エ) 子宮頸がん検診及び乳がん検診を生活習慣病予防健診附帯検診とする。
- (オ) 歯科フッ素塗布について、健診区分名を歯科フッ化物塗布に改める。

ウ 文書料の削除

健康診断の結果に係る診断書の発行を受けた者の文書料に係る規定を削除する。

- (4) 碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成3年碧南市条例第58号）、碧南市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成10年碧南市条例第11号）及び碧南市障害者歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成12年碧南市条例第14号）の一部改正（第4条、第7条及び第8条関係）

文書料の改正

文書料を次のとおり改める。

区分	種別	金額（円）	
		改正後	現行
診断書	保険金の請求をするための診断書	4,840	3,300
	その他診断書	1,870	1,100
証明書	保険金の請求をするための通院証明書	4,840	3,300
	その他通院証明書	1,980	1,100

- (5) 碧南市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成8年碧南市条例第10号）の一部改正（第5条関係）

使用料の改正

碧南市児童クラブに通所している児童の保護者から徴収する使用料を次のとおり改める。

区分	金額（円）	
	改正後	現行
8月以外の月	午後5時までの利用	5,000
	午後5時を超える利用	7,000

8月	11, 000	8, 000
----	---------	--------

(6) 碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年碧南市条例第20号）の一部改正（第6条関係）

ア 許可申請手数料の改正

一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行おうとする者及び浄化槽清掃業を営もうとする者の許可申請手数料の額を2, 000円から5, 000円に改める。

イ 市のし尿処理に係る規定の削除

市のし尿処理に係る規定を削除する。

(7) 碧南市高齢者元気ッス館の設置及び管理に関する条例（平成12年碧南市条例第40号）の一部改正（第9条関係）

字句の整理

条例中の字句を適切な表現に改める。

(8) 碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例（平成19年碧南市条例第23号）の一部改正（第10条関係）

ア 使用料の改正

施設の使用料を次のとおり改める。

区分	単位	金額（円）	
		改正後	現行
展示室1	1日	7, 200	6, 300
展示室2		6, 700	5, 800
多目的室B		3, 300	2, 600
創作室	午前	470	380
	午後	1, 200	960

イ 衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者の使用料に係る規定の追加

衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者が施設を利用する場合における使用料について、規定する使用料の1.5倍の額とする規定を追加する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 令和8年4月1日

（ア）碧南市使用料及び手数料条例の一部改正のうち、次に掲げる改正

資料 1

- a 碧南市高齢者元気ッス館及び碧南市農業活性化センターあおいパークの浴室使用料の改正
- b 碧南市芸術文化ホール及び碧南市文化会館の施設等の削除
- c 戸籍全部事項証明書、住民票の写し等の証明書の発行手数料の改正
- (イ) 碧南市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
- (ウ) 碧南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
- (エ) 碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (オ) 碧南市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
- (カ) 碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正
- (キ) 碧南市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (ク) 碧南市障害者歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正
- (ケ) 碧南市高齢者元気ッス館の設置及び管理に関する条例の一部改正

イ 令和8年10月1日

- (ア) 碧南市使用料及び手数料条例の一部改正のうち、次に掲げる使用料の改正
 - a 碧南市営墓園使用料
 - b 碧南市南部市民プラザ使用料
 - c 碧南市東部市民プラザ使用料
 - d 碧南市高齢者元気ッス館使用料（浴室を除く。）
 - e 碧南市哲学たいけん村無我苑使用料
 - f 碧南市農業者コミュニティセンター使用料
 - g 碧南市農業活性化センターあおいパーク使用料（浴室を除く。）
 - h 碧南市前浜集落センター使用料
 - i 碧南市川口農業センター使用料
 - j 碧南市ものづくりセンター使用料
 - k 碧南市体育施設使用料
 - l 碧南市臨海体育館使用料
 - m 碧南市臨海公園ドーム使用料
 - n 碧南勤労者体育センター使用料
 - o 碧南市こどもプラザららくるにしばた使用料
 - p 碧南市まちかどサロン使用料

- q へきなん福祉センターあいくる使用料
- r 碧南市心身障害者福祉センター使用料
- s 碧南市立公民館使用料
- t 碧南市立小中学校照明設備使用料
- u 建物使用料及び土地使用料

(イ) 碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正

ウ 令和9年4月1日

碧南市使用料及び手数料条例の一部改正のうち、次に掲げる使用料の改正

- (ア) 碧南市芸術文化ホール使用料（設備の削除を除く。）
- (イ) 碧南市文化会館使用料（設備等の削除を除く。）
- (ウ) 碧南市立中央公民館使用料

(2) 経過措置

この条例の施行の際にこの条例による改正前の碧南市使用料及び手数料条例の規定により発行された碧南市高齢者元気ッス館浴室における回数利用券及び碧南市農業活性化センターあおいパーク浴室における回数利用券について、施行の日から令和9年3月31日までの間に限り、回数利用券1枚につき、利用券（碧南市高齢者元気ッス館の管理に関する規則（平成12年碧南市規則第27号）第7条第4項に規定する利用券又は碧南市農業活性化センターあおいパークの管理に関する規則（平成9年碧南市規則第38号）第6条第3項に規定する利用券をいう。）2枚と交換することができるものとする。

資料 1

議案第 52 号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 23 日提出

碧南市長 小池友妃子

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(碧南市使用料及び手数料条例の一部改正)

第 1 条 碧南市使用料及び手数料条例（平成 9 年碧南市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

1 公の施設の利用

(1) 碧南市営墓園使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
新川墓園	1 区画	121,060	利用の許可を受けたとき
明石墓園	1 区画	121,060	
東山墓園	1 区画	121,060	
荒子墓園	1 区画	121,060	
神有墓園	1 区画	121,060	

(2) 碧南市南部市民プラザ使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
会議室 1	午前 9 時～正午	1,230	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	1,980	
	午後 6 時～午後 9 時	2,320	
会議室 2	午前 9 時～正午	1,230	
	午後 1 時～午後 5 時	1,980	

	午後6時～午後9時	2,320	
和室1	午前9時～正午	360	
	午後1時～午後5時	610	
	午後6時～午後9時	790	
和室2	午前9時～正午	360	
	午後1時～午後5時	610	
	午後6時～午後9時	790	
アリーナ	午前9時～正午	全面	6,120
		2分の1面	3,060
		6分の1面	1,030
	正午～午後3時	全面	6,920
		2分の1面	3,470
		6分の1面	1,160
	午後3時～午後6時	全面	6,920
		2分の1面	3,470
		6分の1面	1,160
	午後6時～午後9時	全面	8,080
		2分の1面	4,050
		6分の1面	1,350

備考

- 利用の許可を受けた者（団体を含む。以下「利用者」という。）が衣浦東部広域行政圏（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市をいう。）の在住者、在勤者及び在学者以外の者（以下「衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者」という。）である場合の使用料は、この表に規定する金額の1.5倍の額とする。
- 物品の販売の目的で利用する場合（ただし、公共的団体及び国又は地方公共団体（以下「公共的団体等」という。）が協賛、後援等する場合は除く。以下同じ。）の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の3倍の額とする。
- 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合（ただし、備考2に該当する場合及び公共的団体等が協賛、後援等する場合は除く。以下同じ。）の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の2倍の額とする。
- この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。

- 5 利用者のうち、碧南市公共施設予約案内システム（以下「予約システム」という。）を利用する方法により利用の許可を受け、使用料を口座振替の方法により納入することが認められているものの当該使用料の徴収の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。
- 6 利用者の都合により、利用者が利用日前7日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。

(3) 碧南市東部市民プラザ使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
研修室 1	午前 9 時～正午	710	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	1,140	
	午後 6 時～午後 9 時	1,340	
研修室 2	午前 9 時～正午	710	
	午後 1 時～午後 5 時	1,140	
	午後 6 時～午後 9 時	1,340	
和室 1	午前 9 時～正午	300	
	午後 1 時～午後 5 時	490	
	午後 6 時～午後 9 時	660	
和室 2	午前 9 時～正午	300	
	午後 1 時～午後 5 時	490	
	午後 6 時～午後 9 時	660	
会議室 1	午前 9 時～正午	1,510	
	午後 1 時～午後 5 時	2,460	
	午後 6 時～午後 9 時	2,860	
会議室 2	午前 9 時～正午	1,020	
	午後 1 時～午後 5 時	1,650	
	午後 6 時～午後 9 時	1,930	
会議室 3	午前 9 時～正午	450	
	午後 1 時～午後 5 時	740	
	午後 6 時～午後 9 時	870	

アリーナ	午前9時～正午	全面	6,120
		2分の1面	3,060
		6分の1面	1,030
	正午～午後3時	全面	6,920
		2分の1面	3,470
		6分の1面	1,160
	午後3時～午後6時	全面	6,920
		2分の1面	3,470
		6分の1面	1,160
	午後6時～午後9時	全面	8,080
		2分の1面	4,050
		6分の1面	1,350
プレイルーム	午前9時～正午		1,190
	正午～午後3時		1,450
	午後3時～午後6時		1,450
	午後6時～午後9時		2,260
電気窯	素焼き1回につき		2,790
	本焼き1回につき		3,700
備考 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。			

(4) 碧南市高齢者元気ッス館使用料

区分	単位	金額(円)	徴収の時期
浴室	小学生1人1回につき	100	利用するとき
	中学生以上の者1人1回につき	200	
マッサージ機	1回につき	100	
娯楽室1	1時間	290	
娯楽室2	1時間	260	

備考

- 1 浴室を利用する場合において、小学生未満の者並びに市内に在住する満60歳以上の者及び碧南市心身障害者手当支給条例（平成2年碧南市条例第10号）第2条第1号、第2号又は第4号に該当する者からは、使用料を徴収しない。
- 2 娯楽室1及び娯楽室2を利用する場合において、専用して利用する者から使用

資料 1

料を徴収する。

(5) 碧南市哲学たいけん村無我苑使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
研修道場 和室 1	午前 9 時～正午	410	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	680	
研修道場 和室 2	午前 9 時～正午	410	
	午後 1 時～午後 5 時	680	
市民茶室	午前 9 時～正午	2,790	
	午後 1 時～午後 5 時	4,490	
備考 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。			

(6) 碧南市芸術文化ホール使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
エメラルドホール	平日	午前 9 時～正午	11,980
		午後 1 時～午後 5 時	19,260
		午後 6 時～午後 9 時	25,280
		午前 9 時～午後 9 時	50,860
	土曜日、 日曜日 及び祝 日	午前 9 時～正午	15,570
		午後 1 時～午後 5 時	25,030
		午後 6 時～午後 9 時	32,850
		午前 9 時～午後 9 時	66,090
シアターサウス	平日	午前 9 時～正午	10,180
		午後 1 時～午後 5 時	16,350
		午後 6 時～午後 9 時	21,450
		午前 9 時～午後 9 時	43,180
	土曜日、 日曜日 及び祝 日	午前 9 時～正午	13,220
		午後 1 時～午後 5 時	21,250
		午後 6 時～午後 9 時	27,870
		午前 9 時～午後 9 時	56,090
	午前 9 時～正午	1,830	

スタジオ	午後1時～午後5時	2,950	
	午後6時～午後9時	3,360	
会議室	午前9時～正午	890	
	午後1時～午後5時	1,440	
	午後6時～午後9時	1,870	
多目的ロビー1	午前9時～正午	520	
	午後1時～午後5時	830	
	午後6時～午後9時	1,080	
多目的ロビー2	午前9時～正午	520	
	午後1時～午後5時	830	
	午後6時～午後9時	1,080	
楽屋1	午前9時～正午	290	
	午後1時～午後5時	480	
	午後6時～午後9時	530	
楽屋2	午前9時～正午	290	
	午後1時～午後5時	480	
	午後6時～午後9時	530	
楽屋3	午前9時～正午	520	
	午後1時～午後5時	830	
	午後6時～午後9時	1,080	
楽屋5	午前9時～正午	520	
	午後1時～午後5時	830	
	午後6時～午後9時	1,080	
楽屋6	午前9時～正午	810	
	午後1時～午後5時	1,300	
	午後6時～午後9時	1,690	
楽屋7	午前9時～正午	520	
	午後1時～午後5時	830	
	午後6時～午後9時	1,080	
所作台	1式	3,300	

資料 1

舞台用 設備	平台	1 台	200
	金びょうぶ	1 双	1,100
	毛せん	1 枚	150
	長座布団	1 枚	100
	プログラムスタンド	1 台	50
	演台	1 台	530
	花台	1 台	150
	司会者台	1 台	200
	映写スクリーン	1 式	300
照明用 設備	天反ライト	1 式	3,240
	コンダクタースポットライト	1 式	760
	種板	1 枚	100
	シーリングスポットライト	1 式	2,500
	フロントスポットライト	1 式	3,300
	センタースpotライト	1 式	1,520
	スポットライト (1.5kw)	1 台	200
	スポットライト (1kw)	1 台	200
	スポットライト (750w)	1 台	150
	スポットライト (500w)	1 台	150
	サスペンション ライト	1 列	760
	アッパー ホリゾン ントライト	1 列	1,520
	ローー ホリゾン ントライト	1 列	760

音響用 設備	フラッドライト	1列	760
	フットスポット ライト	1台	100
	エフェクトマシ ーン	1台	640
	先玉	1個	200
	ストロボマシー ン	1台	300
	ミラーボール	1台	640
	オーロラマシー ン	1台	300
	スモークマシー ン	1台	300
	波マシーン	1台	300
	電源コンセント (1kw)	1口	150
ピアノ	拡声装置	1式	2,200
	コンパクトディ スクプレーヤー	1台	1,100
	吊りマイク装置	1式	530
	ワイヤレスマイ クロホン	1本	1,100
	マイクロホン	1本	860
備考	フルコンサート ピアノ	1台	3,300
	セミコンサート ピアノ	1台	2,200

備考

- 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の1.5倍の額とする。
- 物品の販売の目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の3倍の額とする。
- 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の2倍の額とする。
- この表に規定する単位の時間を連續して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。

資料 1

- 5 利用者のうち、予約システムを利用する方法により利用の許可を受け、使用料を口座振替の方法により納入することが認められているものの当該使用料の徴収の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。
- 6 利用者の都合により、利用者が利用日前7日（エメラルドホール及びシアターサウス（当該施設の利用と併せて利用するその他の施設を含む。以下「ホール等」という。）を利用する場合においては、利用日前60日）から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。
- 7 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 8 ホール等を利用する場合において、当該利用に係る舞台練習及び準備並びに撤収のためにホール等を利用するときの使用料は、ホール等使用料（備考1から備考3までの規定を適用しない使用料をいう。）の30パーセントに相当する額（100円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とする。
- 9 舞台用設備、照明用設備、音響用設備及びピアノの使用料は、午前9時～正午、午後1時～午後5時又は午後6時～午後9時の区分における利用ごとに1回分とし、午前9時～午後9時の区分における使用料は3回分とする。
- 10 ピアノの使用料には、調律料は含まない。

(7) 碧南市農業者コミュニティセンター使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
体育室	午前9時～正午	全面	2,360
		2分の1面	1,190
		3分の1面	790
	正午～午後3時	全面	2,870
		2分の1面	1,440
		3分の1面	960
	午後3時～午後6時	全面	2,870
		2分の1面	1,440
		3分の1面	960
	午後6時～午後9時	全面	3,860
		2分の1面	1,940
		3分の1面	1,290
和室1	午前9時～正午	260	利用するとき
	午後1時～午後5時	430	

	午後 6 時～午後 9 時	570	
和室 2	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 1	午前 9 時～正午	320	
	午後 1 時～午後 5 時	530	
	午後 6 時～午後 9 時	690	
会議室 2	午前 9 時～正午	320	
	午後 1 時～午後 5 時	530	
	午後 6 時～午後 9 時	690	
テニスコート	1 面 1 時間	110	
プレイロット	1 時間	110	
テニスコート 照明設備	1 面 1 時間	440	
プレイロット 照明設備	1 時間	70	
備考			
碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。			

(8) 碧南市農業活性化センターあおいパーク使用料

区分	単位	金額 (円)	徴収の時期
研修室	午前 9 時～正午	360	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	610	
	午後 6 時～午後 9 時	790	
調理加工室	午前 9 時～正午	750	
	午後 1 時～午後 5 時	1, 250	
	午後 6 時～午後 9 時	1, 620	
和室	午前 9 時～正午	360	
	午後 1 時～午後 5 時	610	
	午後 6 時～午後 9 時	790	
浴室	小学生 1 人 1 回につき	100	
	中学生以上の者 1 人 1 回につき	200	
小型自動遊具	1 台 1 回につき	100	

資料 1

市民農園	1 区画 1 年につき	12,000	利用の許可を受けたとき
備考			
1 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する（ただし、浴室、小型自動遊具及び市民農園の使用料を除く。）。			
2 浴室を利用する場合において、小学生未満の者からは、使用料を徴収しない。			
3 市民農園における利用の期間が 1 年未満であるときは、月割をもって計算し、なお 1 月未満の利用があるときは、1 月の利用として計算するものとする。			

(9) 碧南市前浜集落センター使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
大研修室	午前 9 時～正午	790	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	1,280	
	午後 6 時～午後 9 時	1,660	
会議室 1	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 2	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 3	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 4	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 5	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
会議室 6	午前 9 時～正午	260	
	午後 1 時～午後 5 時	430	
	午後 6 時～午後 9 時	570	
	午前 9 時～正午	380	

食品加工室	午後1時～午後5時	620	
	午後6時～午後9時	810	

備考

- 1 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の1.5倍の額とする。
- 2 この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。
- 3 利用者の都合により、利用者が利用日前7日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。

(10)碧南市川口農業センター使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
大研修室	午前9時～正午	790	利用するとき
	午後1時～午後5時	1,280	
	午後6時～午後9時	1,660	
会議室1	午前9時～正午	260	
	午後1時～午後5時	430	
	午後6時～午後9時	570	
会議室2	午前9時～正午	260	
	午後1時～午後5時	430	
	午後6時～午後9時	570	
農事相談室	午前9時～正午	320	
	午後1時～午後5時	530	
	午後6時～午後9時	690	

備考

碧南市前浜集落センター使用料の表備考の規定を準用する。

(11)碧南市ものづくりセンター使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
視聴覚室	午前9時～正午	910	利用するとき
	午後1時～午後5時	1,500	

資料 1

	午後 6 時～午後 9 時	1,670
コンピュータ室	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
製図室	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
教室 1	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
教室 2	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
教室 3	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
実習室 1	午前 9 時～正午	1,790
	午後 1 時～午後 5 時	2,960
	午後 6 時～午後 9 時	3,340
実習室 2	午前 9 時～正午	910
	午後 1 時～午後 5 時	1,500
	午後 6 時～午後 9 時	1,670
備考		
1 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の 1.5 倍の額とする。		
2 物品の販売の目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 3 倍の額とする。		
3 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 2 倍の額とする。		
4 この表に規定する単位の時間を連續して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。		

5 利用者の都合により、利用者が利用日前7日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。

(12)碧南市文化会館使用料

区分	単位	金額(円)	徴収の時期
ホール	平日	午前9時～正午	19,980
		午後1時～午後5時	32,100
		午後6時～午後9時	42,140
		午前9時～午後9時	84,800
	土曜日、日曜日及び祝日	午前9時～正午	25,970
		午後1時～午後5時	41,730
		午後6時～午後9時	54,770
		午前9時～午後9時	110,220
リハーサル室	午前9時～正午	1,170	利用するとき
	午後1時～午後5時	1,890	
	午後6時～午後9時	2,260	
楽屋1	午前9時～正午	460	
	午後1時～午後5時	740	
	午後6時～午後9時	970	
楽屋2	午前9時～正午	460	
	午後1時～午後5時	740	
	午後6時～午後9時	970	
楽屋3	午前9時～正午	460	
	午後1時～午後5時	740	
	午後6時～午後9時	970	
楽屋5	午前9時～正午	460	
	午後1時～午後5時	740	
	午後6時～午後9時	970	

資料 1

展示室 1	午前 9 時～正午	920	
	午後 1 時～午後 5 時	1, 480	
	午後 6 時～午後 9 時	1, 780	
展示室 2	午前 9 時～正午	1, 150	
	午後 1 時～午後 5 時	1, 870	
	午後 6 時～午後 9 時	2, 200	
和室 3	午前 9 時～正午	360	
	午後 1 時～午後 5 時	610	
	午後 6 時～午後 9 時	790	
練習室	音楽	午前 9 時～正午	1, 170
		午後 1 時～午後 5 時	1, 890
		午後 6 時～午後 9 時	2, 260
	演劇	午前 9 時～正午	770
		午後 1 時～午後 5 時	1, 250
		午後 6 時～午後 9 時	1, 580
	総合	午前 9 時～正午	1, 440
		午後 1 時～午後 5 時	2, 320
		午後 6 時～午後 9 時	2, 710
舞台用 設備	所作台	1 式	3, 300
	平台	1 台	200
	松羽目	1 式	1, 100
	金びようぶ	1 双	1, 100
	銀びようぶ	1 双	1, 100
	毛せん	1 枚	150
	長座布団	1 枚	100
	プログラムス タンド	1 台	50
	花道用揚幕	1 枚	100
	鳥屋囲	1 式	420
	大太鼓	1 台	530

音響用 設備	上敷	1 枚	200
	演台	1 台	530
	花台	1 台	150
	司会者台	1 台	200
	映写スクリー ン	1 式	300
	反響板	1 式	3,830
	雪かご	1 式	530
音響用 機器	拡声装置	1 式	2,200
	テープレコー ダー	1 台	1,100
	コンパクトデ ィスクプレー ヤー	1 台	1,100
	ミニディスク プレーヤー	1 台	1,100
	吊りマイク装 置	1 式	530
	マイクロホン	1 本	860
	ワイヤレスマ イクロホン	1 本	1,100
電気用 機器	波マシーン	1 台	300
	エフェクトマ シーン	1 台	640
	スポットライ ト (1kw)	1 台	200
	スポットライ ト (750w)	1 台	150
	スポットライ ト (500w)	1 台	150
	先玉	1 個	200
	フットスポット ライト	1 台	100
	種板	1 枚	100
	電源コンセン タ (1kw)	1 口	150

資料 1

照明用 設備	ミラー ボール	1 台	640	
	本フットライ ト	1 列	530	
	花道フットラ イト	1 列	150	
	ボーダーライ ト	1 列	760	
	サスペンショ ンライト	1 列	760	
	トーメンタル スポットライ ト	1 式	1,630	
	シーリングス ポットライト	1 式	2,500	
	フロントサイ ドスポットラ イト	1 式	3,180	
	センタースポ ットライト	1 式	1,520	
	アップバー ホリ ゾントライト	1 列	1,520	
ピアノ	ロアーホリゾ ントライト	1 列	760	
	フルコンサー トピアノ	1 台	3,300	
その他 設備	アップライト ピアノ	1 台	1,100	
	電子オルガン	1 台	1,960	

備考

- 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の 1.5 倍の額とする。
- 物品の販売の目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 3 倍の額とする。
- 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 2 倍の額とする。
- この表に規定する単位の時間を連続して利用する（同日の利用に限る。）場合は、単位間の時間も含めて利用できるものとし、それぞれの単位の使用料を合算した額を使用料とする。
- 利用者のうち、予約システムを利用する方法により利用の許可を受け、使用料を口座振替の方法により納入することが認められているものの当該使用料の徴収

の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。

- 6 利用者の都合により、利用者が利用日前7日（ホール（ホールの利用と併せて利用するその他の施設を含む。以下この備考において同じ。）を利用する場合においては、利用日前60日）から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。
- 7 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、祝日とは、国民の祝日にに関する法律に規定する休日をいう。
- 8 ホールを利用する場合において、当該利用に係る舞台練習及び準備並びに撤収のためにホールを利用するときの使用料は、ホール使用料（備考1から備考3までの規定を適用しない使用料をいう。）の30パーセントに相当する額（100円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とする。
- 9 舞台用設備、音響用設備、照明用設備、ピアノ及びその他設備の使用料は、午前9時～正午、午後1時～午後5時又は午後6時～午後9時の区分における利用ごとに1回分とし、午前9時～午後9時の区分における使用料は3回分とする。
- 10 ピアノの使用料には、調律料は含まれない。

(13)碧南市立中央公民館使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
大会議室	午前9時～正午	2,750	利用するとき
	午後1時～午後5時	4,440	
	午後6時～午後9時	5,580	
応接室	午前9時～正午	380	
	午後1時～午後5時	620	
	午後6時～午後9時	810	
会議室1	午前9時～正午	660	
	午後1時～午後5時	1,070	
	午後6時～午後9時	1,390	
会議室2	午前9時～正午	890	
	午後1時～午後5時	1,440	
	午後6時～午後9時	1,870	
会議室3	午前9時～正午	660	
	午後1時～午後5時	1,070	
	午後6時～午後9時	1,390	

資料 1

会議室 4	午前 9 時～正午	890	
	午後 1 時～午後 5 時	1,440	
	午後 6 時～午後 9 時	1,870	
視聴覚室	午前 9 時～正午	1,440	
	午後 1 時～午後 5 時	2,320	
	午後 6 時～午後 9 時	2,710	
料理研修室	午前 9 時～正午	1,830	
	午後 1 時～午後 5 時	2,960	
	午後 6 時～午後 9 時	3,870	
和室 1	午前 9 時～正午	360	
	午後 1 時～午後 5 時	610	
	午後 6 時～午後 9 時	790	
和室 2	午前 9 時～正午	460	
	午後 1 時～午後 5 時	750	
	午後 6 時～午後 9 時	970	
和室 4	午前 9 時～正午	820	
	午後 1 時～午後 5 時	1,320	
	午後 6 時～午後 9 時	1,730	
研修室 1	午前 9 時～正午	1,560	
	午後 1 時～午後 5 時	2,530	
	午後 6 時～午後 9 時	3,310	
研修室 2	午前 9 時～正午	2,310	
	午後 1 時～午後 5 時	3,720	
	午後 6 時～午後 9 時	4,820	
備考 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。			

(14) 碧南市体育施設使用料

区分	単位		金額 (円)	徴収の時期
碧南市臨海公園 グラウンド	平日	1 時間	2,130	利用するとき
	土曜日、日曜 日及び祝日	1 時間	2,780	

碧南市臨海公園 グラウンド会議室	午前 9 時～正午	680
	午後 1 時～午後 5 時	1,080
	午後 6 時～午後 9 時	870
碧南市羽久手公園 グラウンド	1 時間	290
碧南市玉津浦 グラウンド	1 面 1 時間	290
碧南市 2 号地 グラウンド	1 時間	150
碧南市 2 号地 運動広場	1 時間	150
碧南市 2 号地 多目的グラウンド	1 面 1 時間	290
碧南市港南 グラウンド	1 時間	290
碧南市碧公園 グラウンド	1 時間	150
碧南市沢渡公園 グラウンド	1 時間	150
碧南市水源公園 グラウンド	1 時間	150
碧南市道場山西公園 グラウンド	1 時間	150
碧南緑地 少年サッカー場	1 時間	1,320
碧南市臨海公園 テニスコート	1 面 1 時間	270
碧南市羽久手公園 テニスコート	1 面 1 時間	110
碧南市水源公園 テニスコート	1 面 1 時間	270
碧南市港湾スポーツ センターテニスコート	1 面 1 時間	270
碧南市港湾スポーツ センター弓道場	午前 9 時～正午	1,360
	午後 1 時～午後 5 時	2,210
	午後 6 時～午後 9 時	1,860
	全面 1 時間	3,000

資料 1

碧南緑地ビーチコート	2分の1面1時間	1,500	
	6分の1面1時間	500	
碧南市臨海公園 グラウンド照明設備	1時間	6,890	
碧南市臨海公園 テニスコート照明設備	1面1時間	440	
碧南市港湾スポーツセンター テニスコート照明設備	1面1時間	440	
碧南緑地ビーチコート 照明設備	全面1時間	2,610	
	2分の1面1時間	1,310	
	6分の1面1時間	440	
備考			
1 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。			
2 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、祝日とは、国民の祝日に 関する法律に規定する休日をいう。			
3 碧南市港湾スポーツセンター弓道場について、個人利用の許可を受けた場合の 使用料は、午前9時～正午、午後1時～午後5時又は午後6時～午後9時を各1 回分として、高校生以上の者1人1回につき200円、中学生以下の者1人1回 につき100円とする。			
4 碧南市港湾スポーツセンター弓道場における個人回数利用券の利用（高校生以 上の者に限る。）については、1片につき1回とし、11片につき2,000円 とする。			

(15)碧南市臨海体育館使用料

区分	単位	金額(円)	徴収の時期
競技場	平日	午前9時～正午	利用するとき
		正午～午後3時	
		午後3時～午後6時	
		午後6時～午後9時	
		午前9時～午後9時	
	土曜日、 日曜日 及び祝日	午前9時～正午	
		正午～午後3時	
		午後3時～午後6時	
		午後6時～午後9時	
		午前9時～午後9時	
	午前9時～正午	5,500	

第1体育室	正午～午後3時	6,310
	午後3時～午後6時	6,310
	午後6時～午後9時	6,530
第2体育室	午前9時～正午	1,340
	正午～午後3時	1,620
	午後3時～午後6時	1,620
	午後6時～午後9時	1,720
トレーニング室	高校生以上の者1人1回につき	200
会議室	午前9時～正午	320
	正午～午後3時	410
	午後3時～午後6時	410
	午後6時～午後9時	380
和室	午前9時～正午	260
	正午～午後3時	330
	午後3時～午後6時	330
	午後6時～午後9時	310
競技場 空調設備	1時間	5,800
附属 設備	放送室放送 設備	1式
	机	1脚
	いす	1脚
	床シート	1巻

備考

- 碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する（ただし、トレーニング室及び附属設備の使用料を除く。）。
- プロスポーツのために利用する場合で、かつ、入場料を徴収するときは、碧南市南部市民プラザ使用料の表備考1から備考3までの規定にかかわらず、この表に規定する金額（同表備考1から備考3までの規定を適用しない金額をいう。）の10倍の額とする。
- 平日とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいい、祝日とは、国民の祝日にに関する法律に規定する休日をいう。
- 競技場を利用する場合において、当該利用に係る準備及び催物準備並びに撤収のために競技場を利用するときの使用料は、競技場使用料（碧南市南部市民プラザ使用料の表備考1から備考3までの規定を適用しない使用料をいう。）の30

パーセントに相当する額（100円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とする。

- 5 競技場又は第1体育室の一部を利用するときの使用料は、この表に規定する金額（碧南市南部市民プラザ使用料の表備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1又は3分の1の額（10円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とする。
- 6 競技場及び第1体育室について、個人利用の許可を受けた場合の使用料は、午前9時～正午、正午～午後3時、午後3時～午後6時又は午後6時～午後9時を各1回分（競技場においては、午前9時～午後9時を4回分）として、高校生以上の者1人1回につき200円、中学生以下の者1人1回につき100円とする。
- 7 競技場及び第1体育室並びにトレーニング室における個人回数利用券の利用（高校生以上の者に限る。）については、1片につき1回とし、11片につき2,000円とする。
- 8 附属設備について、物品の販売の目的で利用する場合、営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のために利用する場合（プロスポーツのための利用で、かつ、入場料を徴収する場合を含む。）は、この表に規定する金額を徴収する。

(16)碧南市臨海公園ドーム使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
碧南市臨海公園ドーム	全面1時間	2,020	占用利用するとき
	2分の1面1時間	1,010	

備考

- 1 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の1.5倍の額とする。
- 2 物品の販売の目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の3倍の額とする。
- 3 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のために利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の2倍の額とする。
- 4 利用者のうち、予約システムを利用する方法により利用の許可を受け、使用料を口座振替の方法により納入することが認められているものの当該使用料の徴収の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。
- 5 利用者の都合により、利用者が利用日前7日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1から備考3までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。

(17)碧南勤労者体育センター使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
体育室	午前9時～正午	全面	2,360
		2分の1面	1,190
		3分の1面	790
	正午～午後3時	全面	2,880
		2分の1面	1,440
		3分の1面	960
	午後3時～午後6時	全面	2,880
		2分の1面	1,440
		3分の1面	960
	午後6時～午後9時	全面	3,860
		2分の1面	1,940
		3分の1面	1,290

備考

- 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の1.5倍の額とする。
- 利用者のうち、予約システムを利用する方法により利用の許可を受け、使用料を口座振替の方法により納入することが認められているものの当該使用料の徴収の時期は、利用日以後の日で市長が定める日とする。
- 利用者の都合により、利用者が利用日前7日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）の2分の1の額（1円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考1の規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。

(18)碧南市こどもプラザららくるにしばた使用料

区分	単位	金額（円）	徴収の時期
ワークルーム2	午前9時30分～正午	380	専用利用するとき
	正午～午後3時	570	
	午後3時～午後6時	570	
	午後6時～午後9時	860	
サークル室	午前9時30分～正午	320	
	正午～午後3時	480	
	午後3時～午後6時	480	

資料 1

	午後 6 時～午後 9 時	730	
音楽室	午前 9 時 30 分～正午	260	
	正午～午後 3 時	390	
	午後 3 時～午後 6 時	390	
	午後 6 時～午後 9 時	600	
備考			
1 利用者が衣浦東部広域行政圏在住者等以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の 1.5 倍の額とする。			
2 物品の販売の目的で利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 3 倍の額とする。			
3 営利、営業、宣伝等の目的で教室等を開催する場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴し、若しくは招待券等でこれらを徴したとみなされる催物のため利用する場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 の規定を適用する場合は、その金額）の 2 倍の額とする。			
4 利用者の都合により、利用者が利用日前 7 日から利用日前日までに利用を取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 から備考 3 までの規定を適用する場合は、その金額）の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り上げた額）とし、利用日当日に取り消した場合の使用料は、この表に規定する金額（備考 1 から備考 3 までの規定を適用する場合は、その金額）とする。この場合において、使用料の徴収の時期は、取消しを申し出たときとする。			

(19) 碧南市まちかどサロン使用料

区分		単位	金額（円）	徴収の時期
碧南市新川まちかどサロン	多目的室	午前 9 時～正午	320	専用利用するとき
		午後 1 時～午後 5 時	510	
		午後 6 時～午後 9 時	650	
碧南市大浜まちかどサロン	調理室	午前 9 時～正午	190	
		午後 1 時～午後 5 時	320	
		午後 6 時～午後 9 時	410	
	和室	午前 9 時～正午	130	
		午後 1 時～午後 5 時	220	
		午後 6 時～午後 9 時	280	
	多目的ホール	午前 9 時～正午	460	
		午後 1 時～午後 5 時	750	
		午後 6 時～午後 9 時	970	

会議室	午前 9 時～正午	160	
	午後 1 時～午後 5 時	270	
	午後 6 時～午後 9 時	350	
相談室	午前 9 時～正午	160	
	午後 1 時～午後 5 時	270	
	午後 6 時～午後 9 時	350	

備考
碧南市ものづくりセンター使用料の表備考の規定を準用する。

(20) へきなん福祉センターあいくる使用料

区分	単位	金額 (円)	徴収の時期
会議室 1	午前 9 時～正午	450	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	740	
	午後 6 時～午後 9 時	970	
まちかどホール	午前 9 時～正午	2,030	
	午後 1 時～午後 5 時	3,270	
	午後 6 時～午後 9 時	4,120	

備考
碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。

(21) 碧南市心身障害者福祉センター使用料

区分	単位	金額 (円)	徴収の時期
調理実習室	午前 9 時～正午	680	利用するとき
	午後 1 時～午後 5 時	1,120	
	午後 6 時～午後 9 時	1,460	
視聴覚研修室	午前 9 時～正午	500	
	午後 1 時～午後 5 時	810	
	午後 6 時～午後 9 時	940	

備考
碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。

2 行政財産の目的外使用

(1) 碧南市立公民館使用料

区分	単位	金額 (円)	徴収の時期

資料 1

			利用するとき
新川公民館	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
	研修室	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	会議室	午前 9 時～正午	320
		午後 1 時～午後 5 時	530
		午後 6 時～午後 9 時	690
中部公民館	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
	研修室	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940

大浜公民館	研修室	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
棚尾公民館	研修室 1	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	研修室 2	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	研修室 3	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	会議室	午前 9 時～正午	320
		午後 1 時～午後 5 時	530
		午後 6 時～午後 9 時	690

資料 1

鷺塚公民館	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
	研修室	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
日進公民館	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
	研修室	午前 9 時～正午	380
		午後 1 時～午後 5 時	620
		午後 6 時～午後 9 時	810
	和室 1	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	和室 2	午前 9 時～正午	260
		午後 1 時～午後 5 時	430
		午後 6 時～午後 9 時	570
	ホール	午前 9 時～正午	930
		午後 1 時～午後 5 時	1,490
		午後 6 時～午後 9 時	1,940
	会議室	午前 9 時～正午	320
		午後 1 時～午後 5 時	530
		午後 6 時～午後 9 時	690

西端公民館	研修室	午前 9 時～正午	380	
		午後 1 時～午後 5 時	620	
		午後 6 時～午後 9 時	810	
	和室 1	午前 9 時～正午	260	
		午後 1 時～午後 5 時	430	
		午後 6 時～午後 9 時	570	
	和室 2	午前 9 時～正午	260	
		午後 1 時～午後 5 時	430	
		午後 6 時～午後 9 時	570	

備考

碧南市南部市民プラザ使用料の表備考の規定を準用する。

(2) 碧南市立小中学校照明設備使用料

区分		単位	金額（円）	徴収の時期
中学校	運動場	1 時間	3,130	利用するとき
	テニスコート	1 面 1 時間	440	
小中学校	体育館	全面 1 時間	610	

備考

- 1 碧南勤労者体育センター使用料の表備考の規定を準用する。
- 2 学校体育施設開放事業の利用に限る。

(3) 建物使用料及び土地使用料

区分		単位	金額（円）	徴収の時期
建物	建物を使用する場合	1 平方メートル 1 時間につき	5 円以内において市長が定める額	利用の許可を受けたとき
	電柱、標柱その他これに類するものを設ける場合	碧南市道路占用料条例（平成 9 年碧南市条例第 34 号）に規定する占用料に定める額以内で市長が定める額とする。		
土地	その他の場合	1 平方メートル 1 日につき	固定資産税課税標準額の相当額 1 平方メートル当たりの額に 100 分の 4 を乗じ、さらに 365 で除して得た額。ただし、500 円に満たない場合は、500	

資料 1

		円とする。	
備考			
1 建物を使用する場合において、徴収すべき金額が 550 円に満たない場合は、550 円とする。また、電気、ガス、水道等の設備を使用するときは、この表に規定する金額に市長の定める額を加算する。			
2 この表の規定により算出した額に 1 円未満の端数が生じる場合は、端数金額を切り捨てた額とする。			

附則に次の 1 項を加える。

(手数料の徴収の特例)

- 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間における多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置した端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等の自動交付を行う機能を有するものをいう。）を利用した場合又はあいち電子自治体推進協議会が運用するあいち電子申請・届出システムにより申請した場合における別表第 2 及び別表第 3 の規定の適用については、次の表左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
別表第 2 の 2 戸籍法関係事務の表戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料の項	450	220
別表第 2 の 2 戸籍法関係事務の表戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで又は第 126 条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料の項	350	170
別表第 2 の 2 戸籍法関係事務の表戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の	750	370

2 第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料の項		
別表第2の2戸籍法関係事務の表戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料の項	350	170
別表第3の1証明手数料の表納税証明手数料の項	200	100
別表第3の1証明手数料の表固定資産課税台帳記載事項証明手数料の項	200	100
別表第3の1証明手数料の表印鑑登録証明手数料の項	200	100
別表第3の1証明手数料の表身分証明手数料の項	200	100
別表第3の1証明手数料の表その他証明手数料の項	200	100
別表第3の2作成手数料の表住民票の写し作成手数料の項	200	100

(碧南市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 碧南市病院事業の設置等に関する条例（平成元年碧南市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

区分	種別		金額（円）
分べん料	平日	出産した時が午前8時30分から午後5時まで	1件 180,000
		出産した時が午前6時から午前8時30分まで及び午後5時から午後10時まで	1件 190,000
		出産した時が上記以外の時間	1件 200,000
	外来休診日		1件 200,000

資料 1

個室使用料	特室	A	妊娠中及び出産後の入院に係るもの	1 日 13,000
			その他のもの	1 日 14,300
		B	妊娠中及び出産後の入院に係るもの	1 日 9,000
			その他のもの	1 日 9,900
	個室	A	妊娠中及び出産後の入院に係るもの	1 日 4,200
			その他のもの	1 日 4,620
		B	妊娠中及び出産後の入院に係るもの	1 日 4,000
			その他のもの	1 日 4,400
文書料	診断書	入学又は入園の診断書、公傷用の診断書及び一般の診断書		1 件 1,870
		死亡診断書		1 件 3,190
		特定疾患診断書		1 件 3,190
		保険金、年金、手当等の請求をするための診断書及び身体障害者手帳交付申請のための診断書		1 件 4,840
		自動車損害賠償責任保険後遺症診断書		1 件 6,380
		自動車損害賠償責任保険診断書		1 件 6,380
		自動車損害賠償責任保険診療報酬明細書		1 件 6,380
	証明書	妊娠証明書及び出産証明書		1 件 1,650
		通院証明書及び入院証明書		1 件 1,980
		出生証明書及び死産証明書		1 件 3,190
		生命保険用の通院証明書及び入院証明書		1 件 4,840
医師面談料 (患者及び その家族以 外の代理人 が、患者本 人の同意を 得た上で、 当該患者に 係る診療情 報の提供を 面談により 求める場合 のもの)				1 回 8,030

検案料		1件 8,030
死体処置料		1件 5,170
未紹介患者 初診料		1件 3,300
その他		市長が定める額

(碧南市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 碧南市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成2年碧南市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「及び文書料」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「及び文書料」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び文書料」を削り、同項を同条第3項とする。

第15条（見出しを含む。）中「及び文書料」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分	内容		金額（円）
生活習慣病予防健診	Aコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血液学的検査 血液生化学検査	3,000
	Bコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血液学的検査 血液生化学検査 聴力検査 心電図検査 肺機能検査 眼圧検査 眼底検査 便潜血検査	7,000
	Cコース	問診 尿検査 身体測定 視力検査 血圧測定 胸部エックス線検査 血液学的検査 血液生化学検査 聴力検査 心電図検査 肺機能検査 眼圧検査 眼底検査 便潜血検査 胃部エックス線検査	10,000
生活習慣病予防健診附帯検診	子宮頸がん検診	問診 視診 子宮頸部の細胞診及び内診	1,000
	乳がん検診	問診 乳房エックス線検査	1,400
その他	Eコース	問診 腹部超音波検査	3,000
	骨粗しょう症検診	問診 踵骨超音波骨塩定量検査	500
	前立腺がん検診	問診 前立腺特異抗原検査	1,000

資料 1

胃がんリスク検査	問診 血清ペプシノーゲン検査 ピロリ菌抗体検査	1,500
歯科フッ化物塗布		300

(碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 碧南市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成3年碧南市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項の表中

金額	金額(円)	
1件 3,300円	1件 4,840	
1件 1,100	1件 1,870	に改める。
1件 3,300	1件 4,840	
1件 1,100	1件 1,980	

(碧南市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 碧南市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成8年碧南市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

使用料月額	使用料月額(円)	
円 3,000	5,000	に改め、同表備考中「5,0
5,000	7,000	
8,000	11,000	

00円」を「7,000円」に改める。

(碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第6条 碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年碧南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条第2項中「2, 000円」を「5, 000円」に改め、同条を12条とし、
第16条を第13条とし、第17条を第14条とする。

(碧南市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 碧南市休日歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成10年碧南市条例第1
1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項の表中

金額	金額(円)
1件 3, 300円	1件 4, 840
1件 1, 100	1件 1, 870
1件 3, 300	1件 4, 840
1件 1, 100	1件 1, 980

を に改める。

(碧南市障害者歯科診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 碧南市障害者歯科診療所の設置及び管理に関する条例（平成12年碧南市条例第
14号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項の表中

金額	金額(円)
1件 3, 300円	1件 4, 840
1件 1, 100	1件 1, 870
1件 3, 300	1件 4, 840
1件 1, 100	1件 1, 980

を に改める。

(碧南市高齢者元気ッス館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 碧南市高齢者元気ッス館の設置及び管理に関する条例（平成12年碧南市条例第
40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「老人福祉関係団体」を「高齢者福祉関係団体」に改める。

第7条を次のように改める。

資料 1

(使用料の納付)

第 7 条 碧南市使用料及び手数料条例（平成 9 年碧南市条例第 18 号）に規定する施設又は設備を利用しようとする者は、同条例の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

（碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 10 条 碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例（平成 19 年碧南市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「	「	」	」
金額	金額 (円)		
円			
6, 300	7, 200		
5, 800	6, 700		
2, 600	3, 300		
380	470		
960	1, 200		

を に改め、同表備考 2 中「規

定する使用料」の次に「（備考 2 の規定を適用する場合は、その金額）」を加え、同備考を同表備考 3 とし、同表備考 1 の次に次の備考を加える。

2 施設の利用の許可を受けた者（団体を含む。）が衣浦東部広域行政圏（碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び高浜市をいう。）の在住者、在勤者及び在学者以外の者である場合の使用料は、この表に規定する金額の 1.5 倍の額とする。

別表第 2 備考に次のように加える。

4 創作室を午前から午後まで連続して利用する場合は、午前 10 時から午後 5 時まで利用できるものとし、午前及び午後の使用料の合算をした額を使用料とする。

附 則

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 1 の 1 公の施設の利用各表（（4）碧南市高齢者元気ッス館使用料の表浴室の部及び備考、（6）碧南市芸術文化ホール使用料の表、（8）碧南市農業

活性化センターあおいパーク使用料の表浴室の部及び備考、（12）碧南市文化会館使用料の表及び（13）碧南市立中央公民館使用料の表の改正規定を除く。）及び2行政財産の目的外使用各表並びに第10条の改正規定 令和8年10月1日

(2) 第1条中別表第1の1公の施設の利用 (6) 碧南市芸術文化ホール使用料の表（音響用設備の部テープレコーダーの項及びミニディスクプレーヤーの項の削除規定を除く。）、（12）碧南市文化会館使用料の表（浴室1の部、浴室2の部、楽屋事務室の部、舞台用設備の部竹羽目の項、しゃ幕の項及び地かすりの項並びに照明用設備の部オーロラマシーンの項、ストロボマシーンの項及びスモークマシーンの項の削除規定を除く。）及び（13）碧南市立中央公民館使用料の表の改正規定 令和9年4月1日

2 この条例の施行の際にこの条例による改正前の碧南市使用料及び手数料条例の規定により発行された碧南市高齢者元気ッス館浴室における回数利用券及び碧南市農業活性化センターあおいパーク浴室における回数利用券については、施行の日から令和9年3月31日までの間に限り、回数利用券1枚につき、利用券（碧南市高齢者元気ッス館の管理に関する規則（平成12年碧南市規則第27号）第7条第4項に規定する利用券又は碧南市農業活性化センターあおいパークの管理に関する規則（平成9年碧南市規則第38号）第6条第3項に規定する利用券をいう。）2枚と交換することができるものとする。

協議事項イ 碧南市特別支援学校給食費補助金交付規程について（庶務課）

別添資料のとおり

資料 2

協議事項ウ 碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（生涯学習課）

1 改正の理由

碧南市公共施設等総合管理計画における保有建築物の総延床面積の 10 パーセント削減を目標とする公共施設マネジメント方針に基づき、碧南市民図書館中部分館を閉館するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

分館の削除（第 2 条関係）

図書館の分館から碧南市民図書館中部分館を削除する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

資料 2

議案第●●号

碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

碧南市長 小 池 友 姫 子

碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

碧南市民図書館の設置及び管理に関する条例（平成 3 年碧南市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表碧南市民図書館中部分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3

報告事項ウ 令和7年度12月補正予算（案）について（関係各課）

歳入

(藤井達吉現代美術館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
14款2項5目	収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業費	0	1,545	1,545	国庫補助金対象のため
	計	0	1,545	1,545	

(文化財課無我苑)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
20款4項2目	無我苑呈茶料	3,965	1,470	5,435	来苑者数の増加のため
	計	3,965	1,470	5,435	

(海浜水族館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
20款4項2目	水族館物品販売等売上料	14,510	800	15,310	事業費見込による増
	計	14,510	800	15,310	

資料 3

歳出
(庶務課)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款1項2目	私立高等学校等授業料等補助事業	3,720	1,054	4,774	事業費見込による増
10款2項1目	小学校施設維持管理事業	104,281	2,620	106,901	事業費見込による増
10款2項1目	小学校管理費臨時事業(庶務課分)	45,766	621	46,387	電話設備の更新による増
10款2項2目	小学校要保護準要保護児童援助事業	20,723	2,124	22,847	事業費見込による増
10款3項2目	中学校要保護準要保護生徒援助事業	22,421	2,703	25,124	事業費見込による増
	計	196,911	9,122	206,033	

(給食センター)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款6項6目	施設維持管理事業	97,890	2,600	100,490	エアコンの増設によるガス使用料の増加に伴い事業費見込が不足するため
10款6項6目	賄材料調達事業	365,966	53,000	418,966	事業費見込による増
10款6項6目	学校給食費臨時事業	28,905	4,191	33,096	学校給食センターアンダーワード除害施設ばつ氣用プロアポンプの更新のため
	計	492,761	59,791	552,552	

(生涯学習課)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項2目	社会教育公民館施設維持管理事業	38,203	600	38,803	決算見込みにより電気料が不足するため
10款5項5目	文化会館・中央公民館施設維持管理事業	81,637	2,700	84,337	決算見込みにより電気料・上下水道料が不足するため
	計	119,840	3,300	123,140	

資料 3

(藤井達吉現代美術館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項11目	美術品運営事業	16,093	500	16,593	収蔵資料データの委託料が国庫補助対象となるため
	計	16,093	500	16,593	

(文化財課無我苑)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項9目	無我苑維持管理事業	19,564	197	19,761	物価の高騰等による電気料の増額
10款5項9目	無我苑運営事業	6,176	1,523	7,699	物価等の高騰および来苑者数の増加による呈茶原価に係る消耗品の増額
	計	25,740	1,720	27,460	

(スポーツ課)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款6項3目	体育施設整備事業	0	1,487	1,487	碧南緑地ビーチコート防砂ネット張替え修繕／玉津浦グラウンドトイレ撤去工事
10款6項5目	臨海体育館費臨時事業	20,306	1,100	21,406	臨海体育館電話設備修繕
	計	20,306	2,587	22,893	

(海浜水族館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項10目	教材等販売事業	10,811	622	11,433	事業費見込による増
	計	10,811	622	11,433	

資料4

報告事項イ 令和8年度学校行事の日程（案）について（庶務課）

令和8年度の学校行事の日程

<1学期> 4月1日～8月31日

小学校入学式・始業式 4月 8日（水）

中学校入学式・始業式 4月 9日（木）

小・中学校終業式 7月17日（金）

<2学期> 9月1日～12月31日

小・中学校始業式 9月 1日（火）

小・中学校終業式 12月23日（水）

<3学期> 1月1日～3月31日

小・中学校始業式 1月 7日（木）

中学校卒業式 3月 5日（金）

小学校卒業式 3月19日（金）

小・中学校修了式 3月24日（水）

資料 5

報告事項ウ 無我苑の呈茶料金の改定について（学校教育課）

1 目的

抹茶等の原価の高騰及び近隣市と価格差の是正のため、呈茶料の価格改定を行う。

2 現状（令和 7 年度）

呈茶 1 服にかかる経費は、お菓子、抹茶、消耗品等で 313 円（人件費含まず）であるが、立礼茶席^{りゆうれいいちやせき}は 350 円、涛々庵茶会^{とうとうあんちやかい}は 500 円で提供している。

原価としては、平成 25 年度の前回改定時（改定前の呈茶料は 1 服 250 円）から、お菓子は約 1.2 倍、抹茶は約 1.5 倍となっており、今後も上昇することが予想される。

3 改正案

令和 8 年 4 月から、立礼茶席及び涛々庵茶会等の呈茶料をそれぞれ 1 服 150 円引き上げ、下記のとおりとする。なお、料金改正前に販売した呈茶券については、差額を追加で請求する。

区分	立礼茶席	立礼回数券 (11枚つづり)	涛々庵 茶会	村民登録	
				新規 (立礼回数券 2 枚付)	更新 (立礼回数券 1 枚付)
現 行	350 円	3,500 円	500 円	1,200 円	500 円
改正案	500 円	5,000 円	650 円	1,500 円	650 円

4 財政的効果

年間 2,243,250 円の増（令和 6 年度実績ベース。立礼 14,118 服、涛々庵 688 服、村民登録新規 47 件、村民登録更新 55 件）

5 近隣市の状況

区分	安城市	刈谷市	西尾市 (旧近津郷)	西尾市 (伝想庵)	豊田市	岡崎市	みよし市	平均
料 金	400 円 入館 100 円	300 円	500 円	500 円	450 円	600 円	450 円	483 円

※刈谷市は呈茶料金の改定を検討中のため、平均には含まない。

資料6

報告事項エ 損害賠償に係る専決処分について（学校教育課）

報告第●●号

損害賠償に係る専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により事故に係る和解及び損害賠償の額について専決処分したため、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和7年12月●●日提出

碧南市長 小池友妃子

記

1 損害賠償額

金140,779円

2 事故の内容

(1) 発生日時

令和7年4月26日（土）午前8時30分頃

(2) 発生場所

碧南市立棚尾小学校職員駐車場

(3) 事故の状況

碧南市立南中学校の野球部に所属する生徒の打ったボールが隣接する駐車場に停めてあった相手方自動車に衝突した。

3 相手方の損傷の程度

相手方所有の普通自動車の右側後方のボディパネルを破損した。

4 市の過失割合

100パーセント

5 専決年月日

令和7年9月10日